

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第18号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第3号及び第6条の5第3号中「の受理、その届出」及び「又はその届出に対する応答」を削る。

第9条の表29の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

第19条第4号に次のように加える。

ケ 当該申請を行う者に係る介護保険法第9条又は第13条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

コ 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

サ 当該申請を行う者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

第38条第1号シ中「又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは」を「と」に改め、同条第2号中「の受理、その届出」及び「又はその届出に対する応答」を削り、同条第5号ア中「知的障害者福祉法第11条第1項第2号」を「知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハ」に改め、同号ス中「又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは」を「と」に改め、同号ソ中「は」の次に「、」を加え、同条第7号中「の受理、その届出」及び「又はその届出に対する応答」を削り、同条第10号ア中「ス」を「ソ」に改め、同条第11号ア中「ス」を「ソ」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号の次に次の4号を加える。

(11) 子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定による乳児等支援給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該乳児等支援給付認定に係る子ども・子育て支援法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子ども（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども」という。）又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- イ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報
- ウ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報
- エ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども、当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る戸籍関係情報
- オ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- カ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- キ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報
- ク 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- ケ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- コ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもを監護し、又は養育する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

- サ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- シ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども、当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- ス 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- セ 当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもの保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- ソ 第10条第4号の2コに掲げる情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは、「当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども」とする。）
- (12) 子ども・子育て支援法第30条の17第1項の乳児等支援給付認定の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報
- (13) 子ども・子育て支援法第30条の18第1項の乳児等支援給付認定の取消しに関する事務 第11号に定める情報
- (14) 子ども・子育て支援法第30条の20第1項の乳児等支援給付費又は同法第30条の21第1項の特例乳児等支援給付費の支給に関する事務 第11号に定める情報

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。